**令和８年（フ）第１７４３号**
横浜市保土ケ谷区星川３丁目14番34―１号
ユナイト星川アイリッシュの杜101号
債務者　金城　信司
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１２３号**
長野県松本市大字空港東9083番地７
債務者　藤松　華奈
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所松本支部

**令和８年（フ）第１５３号**
長野県松本市渚２丁目８番18―416号
債務者　丸山　剛志
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所松本支部

**令和８年（フ）第１６３号**
長野県大町市平1091番地７　救護施設れんげ荘
債務者　丸山　節子
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所松本支部

**令和８年（フ）第４４０号**
兵庫県西宮市甲子園口４丁目５番１号　クオリティ甲子園口203号
債務者　望月弘子こと　ＳＨＩＮ　ＨＯＮＧＪＡ（申　弘子）
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第４５７号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目８番19―414号
債務者　木村　淳子
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第８２号**
愛媛県四国中央市寒川町1614番地
債務者　矢野　涼太
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松山地方裁判所西条支部

**令和８年（フ）第５３号**
福岡県京都郡みやこ町勝山松田1693番地13
債務者　望月　洋一
１　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和８年（フ）第６０号**
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87（県営住宅12棟203号）
債務者　酒井　華音
１　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**令和８年（フ）第１２９号**
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目17番16号
債務者　髙橋　洋志
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和８年（フ）第１４０号**
宮崎県日向市亀崎東４丁目45番地　マーキーⅡ101
債務者　菊田　祐子
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和８年（フ）第５７号**
沖縄県糸満市西崎町３丁目510番地の111　Ｄ―15
債務者　照屋　典彦
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**令和８年（フ）第１１３号**
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢81番地３
債務者　高崎　一馬
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**令和８年（フ）第１５１号**
千葉県富里市中沢308番地68
債務者　江原　隆世
１　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（フ）第３２２号**
愛知県刈谷市井ケ谷町青木62番地１　Ａｚａｌｅａ２号館508号
債務者　森　　武康
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第３４８号**
愛知県安城市和泉町北本郷230番地１　和泉乃郷Ⅱ号館102、前住所沖縄県名護市大北３丁目16番１―１―303号　大北団地
債務者　木下　克幸
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第３８６号**
愛知県安城市小川町的場丘21番地２　タウニーＫ―201、前住所愛知県安城市安城町社口堂128番地　レオパレス安祥204
債務者　稲垣　明美
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係